

沖縄振興特別措置法令 三段表 (沖縄の特区・地域税制関連)

目次

第一章 総則 (定義) 1

第三章 産業の振興のための特別措置 7

 第一節 観光の振興 7

 第二節 情報通信産業振興計画等 11

 第三節 産業高度化・事業革新促進計画等 18

 第四節 国際物流拠点産業集積計画等 24

 第五節 経済金融活性化特別地区 41

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>第一章 総則 (定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 沖縄 沖縄県の区域をいう。</p> <p>二 地方公共団体 沖縄の地方公共団体をいう。</p> <p>三 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。</p>	<p>第一章 総則 (離島の範囲)</p> <p>第一条 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第三条第三号に規定する政令で定める島は、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定した島とする。</p>	<p><沖縄県 離島関係資料(平成 29 年 1 月)></p> <p>第 1 指定離島・島しょ・人口</p> <p>1 指定離島 (54 島: 有人 39 島、無人 15 島)</p> <p>(1) 指定離島一覧</p> <p>伊平屋村: 伊平屋島、野甫島</p> <p>伊是名村: 伊是名島、具志川島、屋那覇島</p> <p>伊江村: 伊江島</p> <p>本部町: 水納島</p> <p>うるま市: 津堅島</p> <p>南城市: 久高島</p> <p>粟国村: 粟国島</p> <p>渡名喜村: 渡名喜島</p> <p>座間味村: 座間味島、阿嘉島、慶留間島、嘉比島、安慶名敷島、外地島、安室島、屋嘉比島、久場島</p> <p>渡嘉敷村: 渡嘉敷島、前島、黒島、儀志布島、離島</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>久米島町: 久米島、硫黄島、奥武島、オー八島 北大東村: 北大東島 南大東村: 南大東島 宮古島市: 宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島 多良間村: 多良間島、水納島 石垣市: 石垣島、小島 竹富町: 竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地)、新城島(下地)、波照間島、内離島、嘉弥真島、外離島 与那国町: 与那国島</p>
<p>六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。</p>	<p>(インターネット付随サービス業) 第一条の二 法第三条第六号の政令で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業(情報通信業に属する事業のうち、インターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うもの(通信業及び情報サービス業に属するものを除く。)をいう。)、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ(情報通信業に属する事業のうち、コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第二条第一項に規定するコンテンツをいう。)の提供又は顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの(通信業及び情報サービス業に属するものを除く。)をいう。)及びインターネット利用サポート業(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第二項に規定す</p>	

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>る認証業務その他のインターネットの円滑な利用を支援する役務の提供を行う事業をいう。)に係る事業活動とする。</p>	
<p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p>	<p>(特定情報通信事業) 第二条 法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。 一 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業(これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。) 二 電気通信事業(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。次号において同じ。)のうち、インターネット接続サービスを行うもの 三 電気通信事業のうち、電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)を介して、前号の事業を行う者の電気通信設備を相互に接続するもの 四 移動端末設備(電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。)その他の電気通信設備に係るプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電</p>	

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正:平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正:平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業</p> <p>五 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業</p>	
	<p>六 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業</p>	<p><情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令(最終改正:平成 26 年 3 月 31 日)> (令第二条第六号の主務省令で定める方法)</p> <p>第一条 沖縄振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第二条第六号の主務省令で定める方法は、写真、指紋又は手の静脈の画像情報その他の個人を識別することができる情報によって、特定の個人を識別する方法をいう。</p>
<p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p>	<p>(情報通信技術利用事業)</p> <p>第三条 法第三条第八号の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。</p> <p>一 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの</p> <p>イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結</p>	

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 ロ 新商品の開発、販売計画の作成その他の業務の実施に必要な基礎資料を得るためにする市場調査その他の調査の業務 ハ 顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行うもの ニ 前号の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務</p>	
<p>九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業をいう。</p>		
<p>十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。</p>	<p>(産業高度化・事業革新促進事業) 第四条 法第三条第十号に定める業種は、次のとおりとする。 一 機械修理業 二 デザイン業 三 機械設計業 四 経営コンサルタント業 五 エンジニアリング業 六 非破壊検査業 七 自然科学研究所 八 電気業(沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務</p>	<p><産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令(平成 24 年 3 月 31 日)> (施設又は設備) 第二条 沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に規定する主務省令で定める施設又は設備は、次の各号に掲げるものとする。 一 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)別表第 1 に定める固定資産のうち、水力発電設備、汽力発電設備、内燃力発電設備、新エネルギー等発電設備、送電設備、変電設備又は配電設備</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正:平成28年6月3日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正:平成28年6月30日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>省令で定める施設又は設備を法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域の区域内において設置して行うものに限る。)</p> <p>九 商品検査業 十 計量証明業 十一 研究開発支援検査分析業</p>	
<p>十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点(国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。)において積み込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p>	<p>(国際物流拠点産業)</p> <p>第四条の二 法第三条第十一号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 道路貨物運送業 二 倉庫業 三 こん包業 四 卸売業 五 無店舗小売業(訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点(法第三条第十一号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。)において積み込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。)</p> <p>六 機械等修理業(国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。)</p> <p>七 不動産賃貸業(その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。)</p> <p>八 製造業 九 航空機整備業</p>	<p><国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令(最終改正:平成26年3月31日)></p> <p>(倉庫の規模、構造及び設備)</p> <p>第二条 沖縄振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第四条の二第七号の主務省令で定める規模は、地上階数が二以上で、かつ、床面積の合計が三千平方メートル以上のものとする。</p> <p>2 令第四条の二第七号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>一 貨物自動車の停車場を有する構造 二 貨物自動車の荷台と同じ高さの段差を有する構造、貨物自動車への物資の積み込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを行う車両用の車路を有する構造その他貨物自動車への物資の積み込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うための構造 三 上階に通ずる貨物自動車用の車路を有する構造又は物資の運搬に供するエレベーターを有する構造 四 耐火性能及び耐震性能を有する構造 五 仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正:平成28年6月3日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正:平成28年6月30日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造</p> <p>3 令第四条の二第七号の主務省令で定める設備は、前項第二号に規定する段差と一体的に設置される設備であって貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うためのものとする。</p>
<p>十二 特定国際物流拠点事業 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるものとして政令で定めるものをいう。</p>	<p>(特定国際物流拠点事業)</p> <p>第五条 法第三条第十二号の政令で定める事業は、前条第二号、第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事業とする。</p>	
<p>第三章 産業の振興のための特別措置</p> <p>第一節 観光の振興</p> <p>第一款 観光地形成促進計画等 (観光地形成促進計画の作成等)</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p>	<p>第二章 産業の振興</p> <p>第一節 観光地形成促進地域の要件等 (観光地形成促進地域の要件)</p> <p>第六条 法第六条第二項第二号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 優れた自然の風景地、文化財その他の観光資源を有する地域であること。</p> <p>二 自然的社会的条件からみて一体として法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設(以下この条において単に「観光関連施設」という。)の整備を図ることが相当と認められる地域であること。</p> <p>三 観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること。</p> <p>四 観光関連施設の整備が確実と見込まれる地域であること。</p>	<p><観光地形成促進計画(平成24年7月31日)></p> <p>3 観光地形成促進地域指定の基本的考え方</p> <p>本県に点在する優れた自然の風景地、文化財、観光関連施設、ビーチなどの観光資源は、それぞれが独立した形で存在するのではなく、道路、空港、港湾等の交通手段により有機的なネットワークを形成していることから、その整備にあたっては、自然的・地理的条件、経済、日常生活圏、社会的文化圏など総合的な観点から、地域の一体性に配慮しつつ、広域的に観光を振興する必要がある。また、沖縄県における総合的な基本計画である沖縄21世紀ビジョン基本計画においても同様の観点から、本県を北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5圏域に分けて施策の展開を図ることとしている。</p> <p>これらのことを踏まえ、観光地形成促進地域において指定する「区域」は、各圏域を単位として、全県を指定するもの</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3 前項各号に掲げる事項のほか、観光地形成促進計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 沖縄県知事は、観光地形成促進計画を定めるときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、前項の規定により観光地形成促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 主務大臣は、第五項の規定により提出された観光地形成促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 第四項から前項までの規定は、観光地形成促進計画の変更について準用する。</p>		<p>とする。</p> <p>4 計画期間 計画期間は、平成 24 年 7 月 31 日から平成 34 年 3 月 31 日とする。</p> <p>5 区域(観光地形成促進地域) 沖縄振興特別措置法第 6 条第 2 項第 2 号に基づく観光地形成促進地域として次の区域を指定する。</p> <p>(1) 北部圏域 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村</p> <p>(2) 中部圏域 沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村</p> <p>(3) 南部圏域 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、久米島町、渡名喜村、南大東村、北大東村</p> <p>(4) 宮古圏域 宮古島市、多良間村</p> <p>(5) 八重山圏域 石垣市、竹富町、与那国町</p>
<p>(観光地形成促進計画の実施状況の報告等)</p>		

<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p style="text-align: center;">府省令・告示・計画等</p>
<p>第七条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した観光地形成促進計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出観光地形成促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出観光地形成促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。</p>		
<p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。))であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並び</p>	<p>(販売施設の要件等)</p> <p>第七条 法第八条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設(以下この条において「小売施設」という。)、飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設(以下この条において「飲食施設」という。)及びイからホまでに掲げる施設のうちいずれかの施設(第四号及び次条第一号において「附帯施設」という。)が一体的に設置される施設であること。</p> <p>イ スポーツ又はレクリエーション施設</p> <p>ロ 教養文化施設</p> <p>ハ 休養施設</p>	

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>に構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 沖縄県知事は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。</p>	<p>ニ 集会施設</p> <p>ホ 観光に関する情報を提供する施設</p> <p>二 一の事業者が小売施設及び飲食施設の設置をすること。</p> <p>三 小売施設及び飲食施設の床面積の合計が、おおむね三千平方メートル以上であること。</p> <p>四 附属施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計のおおむね四分の一以上であること。</p>	
<p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第九条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p>		
<p>(資金の確保等) 第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p>		
<p>(公共施設の整備) 第十一条 国及び地方公共団体は、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域における観光の振興を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。</p>		
<p>第二節 情報通信産業振興計画等 (情報通信産業振興計画の作成等) 第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画(以下「情報通信産業振興計画」という。)を定めることができる。 2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で</p>	<p>第二節 情報通信産業振興地域の要件 (情報通信産業振興地域の要件) 第九条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一 経済的社会的条件からみて一体として情報通信産業の立地を促進することが相当と認められる地域であること。 二 その地域又はその地域の周辺の地域における人口及び産業の集積の状況からみて、これらの地域において情報</p>	<p><情報通信産業振興計画(平成 26 年 6 月 18 日)> 3 計画期間 計画期間は、平成 26 年 6 月 18 日から平成 33 年度末までとする。 4 情報通信産業振興地域の区域 (1) 指定要件(略) (2) 指定する地域の区域 要件該当性 指定の対象地域については、沖縄県はこれまで地元自治</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正:平成28年6月3日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正:平成28年6月30日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>定める要件を備えている地域(以下「情報通信産業振興地域」という。)の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区(第三十条第一項において「情報通信産業特別地区」という。)を定める場合にあっては、その区域</p> <p>四 情報通信産業の振興を図るため沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3 前項各号に掲げる事項のほか、情報通信産業振興計画には、同項第四号の措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 沖縄県知事は、情報通信産業振興計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、前項の規定により情報通信産業振興計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 主務大臣は、第五項の規定により提出された情報通信産業振興計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p>	<p>通信産業に属する事業を行う事業者が供給する製品又は役務に対する相当程度の需要が見込まれること。</p> <p>三 その地域又はその地域の周辺の地域に、情報通信産業に属する事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設、研究施設又は情報通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設(次条において「研究施設等」という。)が存在すること。</p> <p>(情報通信産業特別地区の要件)</p> <p>第十条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 その地区又はその地区の周辺の地域に、研究施設等が相当数存在すること。</p> <p>二 高度な情報通信基盤が整備されていること。</p> <p>三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。</p>	<p>体と連携して情報通信産業振興地域の制度を活用し、情報通信関連産業の集積に取り組んできたところである。今後も引き続きこの取組を推進する必要があることから、対象地域は、別表1から24のとおり上記(1)の指定要件を具備する24市町村とする。</p> <p>指定する地域(24地域)</p> <p>那覇市(那覇市全域)</p> <p>宜野湾市(宜野湾市全域)</p> <p>石垣市(石垣市全域)</p> <p>浦添市(浦添市全域)</p> <p>名護市(名護市全域)</p> <p>糸満市(糸満市全域)</p> <p>沖縄市(沖縄市全域)</p> <p>豊見城市(豊見城市全域)</p> <p>うるま市(うるま市全域)</p> <p>宮古島市(宮古島市全域)</p> <p>南城市(南城市全域)</p> <p>本部町(本部町全域)</p> <p>恩納村(恩納村全域)</p> <p>宜野座村(宜野座村全域)</p> <p>金武町(金武町全域)</p> <p>読谷村(読谷村全域)</p> <p>嘉手納町(嘉手納町全域)</p> <p>北谷町(北谷町全域)</p> <p>北中城村(北中城村全域)</p> <p>中城村(中城村全域)</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正:平成28年6月3日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正:平成28年6月30日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>8 第四項から前項までの規定は、情報通信産業振興計画の変更について準用する。</p>		<p>西原町(西原町全域) 与那原町(与那原町全域) 南風原町(南風原町全域)</p>
<p>(情報通信産業振興計画の実施状況の報告等) 第二十九条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した情報通信産業振興計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出情報通信産業振興計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。 2 主務大臣は、前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。 3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第四号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出情報通信産業振興計画の廃止又は変更を勧告することができる。</p>		<p>八重瀬町(八重瀬町全域) 5 情報通信産業振興特別地区の区域 (1) 指定要件(略) (2) 指定する地域の区域 要件該当性 指定の対象地区については、沖縄県はこれまで地元自治体と連携して特定情報通信事業を実施する企業の立地促進に取り組んできたところである。今後も引き続きこの取組を推進する必要があることから、別表25から27のとおり上記(1)の指定要件を具備する3地区とする。 指定する地域(3区域) 那覇・浦添地区(那覇市及び浦添市全域) 名護・宜野座地区(名護市及び宜野座村全域) うるま地区(うるま市全域)</p>
<p>(情報通信産業特別地区における事業の認定) 第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p>	<p>(事業認定の要件等) 第十一条 法第三十条第一項の政令で定める数は、五人とする。 2 法第三十条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期</p>	<p><情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令(最終改正:平成26年3月31日)> (令第十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合及び期間) 第一条の二 令第十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p> <p>4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。</p>	<p>間を経過していないこと。</p> <p>二 提出情報通信産業振興計画(法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下この項において同じ。)に定められた情報通信産業特別地区(法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下この項において同じ。)の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。</p> <p>三 当該法人の事業所であって提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。</p> <p>イ 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務</p> <p>ロ 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務</p> <p>ハ 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務</p> <p>ニ 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務</p> <p>ホ 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務</p> <p>ヘ 当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務</p> <p>ト イからへまでに掲げる業務に付随して行う業務</p> <p>四 当該法人の事業所であって提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は</p>	<p>に定める期間とする。</p> <p>一 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。以下この条において「法」という。)第三十条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が提出情報通信産業振興計画(法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下同じ。)に定められた情報通信産業特別地区の区域内において特定情報通信事業を営んでいた場合 当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間</p> <p>二 法第三十条第一項に規定する法人が提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内において特定情報通信事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間</p> <p>(申請書の記載事項)</p> <p>第二条 令第十二条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法人の名称、代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地</p> <p>二 法人の設立時期、事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第十一条第二項第三号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>三人のいずれが多い数以下であること。</p> <p>第十二条 法第三十条第一項の認定(次項及び第三項において「事業認定」という。)を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。</p>	<p>三 前条第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、それぞれ、その合併を行った法人のうち提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日 (申請書の添付書類)</p> <p>第三条 令第十二条第一項の主務省令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内において設立されたことを明らかにする書類</p> <p>二 当該区域内においては、専ら特定情報通信事業を営んでいることを明らかにする書類</p> <p>三 令第二条第五号又は第六号に掲げる事業を行う場合においては、顧客の情報を保管するために必要な施設又は設備の内容を明らかにする書類</p> <p>四 常時五人以上の従業員を使用していることを明らかにする書類 (事業の開始等の届出)</p> <p>第四条 令第十二条第二項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあつては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあつては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあつては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>2 前項の事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。 (本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出)</p> <p>第五条 令第十二条第三項の規定による届出をしようとする法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>ロ 本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由</p> <p>二 当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合 当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由</p> <p>三 令第十一条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合 当該要件に該当しなくなった年月日及び理由</p>
<p>(課税の特例)</p> <p>第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新た</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>に機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法 で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>		
<p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第三十二条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。</p>		
<p>(資金の確保等)</p> <p>第三十三条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正:平成28年6月3日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正:平成28年6月30日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>(公共施設の整備) 第三十四条 国及び地方公共団体は、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域における情報通信産業又は情報通信技術利用事業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。</p>		
<p>第三節 産業高度化・事業革新促進計画等 (産業高度化・事業革新促進計画の作成等) 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を</p>	<p>第三節 産業高度化・事業革新促進地域の要件 第十三条 法第三十五条第二項第二号の政令で定める要件は、第一号及び第二号に掲げる地域からなる地域又は第三号及び第四号に掲げる地域からなる地域であって、経済的社会的条件からみて一体として産業高度化・事業革新促進事業の集積を図ることが相当と認められる地域であることとする。 一 次に掲げる要件に該当する地域 イ 産業高度化(法第三条第十号に規定する産業高度化をいう。ロにおいて同じ。)の促進に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が存在すること。 ロ 相当数の産業高度化を促進する事業を実施する企業が集積していること。 二 前号の地域の周辺の地域であって次に掲げる要件に該当するもの イ 労働力の確保が容易であること。 ロ 工場用地その他の製造業等の用に供する土地の確保が容易であること。 ハ 製造業等の用に供する水の確保が可能であること。</p>	<p><産業高度化・事業革新促進計画(産業イノベーション計画)(平成24年4月)> 2 計画期間 計画期間は、平成24年7月31日から平成34年3月31日とする。 3 区域(産業高度化・事業革新促進地域) 産業高度化・事業革新促進地域における「区域」は、産業高度化促進地域と事業革新促進地域のそれぞれの要件を満たす地域で、経済的社会的条件からみて一体として産業高度化・事業革新促進事業の集積を図ることが相当と認められる以下の地域とする。 (1) 北部地域 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村 (2) 中部地域 沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村 (3) 南部地域</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、前項の規定により産業高度化・事業革新促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>7 第三項から前項までの規定は、産業高度化・事業革新促進計画の変更について準用する。</p> <p>(産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等) 第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した産業高度化・事業革新促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求め</p>	<p>ニ 輸送施設の整備が容易であること。</p> <p>三 次に掲げる要件に該当する地域</p> <p>イ 沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品が生産され、又は当該鉱工業品の生産に係る技術を活用した製品が製造されていること。</p> <p>ロ 事業革新(法第三条第十号に規定する事業革新をいう。)を促進する事業を実施する企業が立地していること。</p> <p>四 前号の地域の周辺の地域であって第二号イからロまでに掲げる要件に該当するもの</p>	<p>那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、久米島町、渡名喜村、南大東村、北大東村</p> <p>(4) 宮古地域 宮古島市、多良間村</p> <p>(5) 八重山地域 石垣市、竹富町、与那国町</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>ることができる。</p> <p>3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業高度化・事業革新促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。</p>		
<p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)</p> <p>第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置(製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。)の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2 産業高度化・事業革新措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標</p> <p>二 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間</p> <p>三 産業高度化・事業革新措置の実施体制</p> <p>四 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>3 産業高度化・事業革新措置実施計画には、登記事</p>		<p><産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令(平成 24 年 3 月 31 日)> (申請書の添付書類)</p> <p>第一条 沖縄振興特別措置法第三十五条の三第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書(認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該産業高度化・事業革新促進地域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>5 前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画(以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。)の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。</p> <p>7 沖縄県知事は、認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画(第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>第三十五条の四 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に係る産業高度化・事業革新措置の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>第三十五条の五 沖縄県知事は、認定事業者に対し、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について報告を求めることができる。</p>		
<p>(課税の特例) 第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>		
<p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置) 第三十七条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。</p>		
<p>(資金の確保等) 第三十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p>		
<p>(施設等の整備) 第三十九条 国及び地方公共団体は、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の振興を促進するために必要な共同流通業務施設(トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であって、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。)、工場用地等(工場用地その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する土地をいう。)、道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設並びに提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の工場等(工場その他の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を行う事業場をいう。)に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努めるものとする。</p>		
<p>(農地法 等による処分についての配慮) 第四十条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、提出</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内の土地を前条に規定する施設等の用に供するため農地法（昭和二。十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化及び事業革新が促進されるよう配慮するものとする</p>		
<p>第四節 国際物流拠点産業集積計画等 (国際物流拠点産業集積計画の作成等) 第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画(以下「国際物流拠点産業集積計画」という。)を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号 に規定する開港又は同項第十二号 に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域(以下「国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域 三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3 前項各号に掲げる事項のほか、国際物流拠点産業</p>	<p>第四節 国際物流拠点産業集積地域における事業の認定の要件等</p>	<p><国際物流拠点産業集積計画(平成 26 年 6 月 18 日)> 2 計画期間 計画期間は、平成 26 年 6 月 18 日から平成 33 年度末までとする。 3 国際物流拠点産業集積地域の区域 国際物流拠点産業集積地域の区域は、沖縄振興特別措置法第 41 条第 2 項第 2 号で規定する要件を満たす地域で、国際物流拠点産業の集積を図ることが相当と認められる以下の地域とする。 (1) 那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区 ア 指定する地域の区域 那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市 (略) (2) うるま・沖縄地区</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>集積計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 沖縄県知事は、国際物流拠点産業集積計画を定めるときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>6 主務大臣は、前項の規定により国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 主務大臣は、第五項の規定により提出された国際物流拠点産業集積計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。</p> <p>8 第四項から前項までの規定は、国際物流拠点産業集積計画の変更について準用する。</p> <p>(国際物流拠点産業集積計画の実施状況の報告等)</p> <p>第四十二条 沖縄県知事は、前条第五項の規定により提出した国際物流拠点産業集積計画(その変更について同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下「提出国際物流拠点産業集積計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとす</p>		<p>ア 指定地域 中城湾港新港地区 (港湾法第 3 条の 3 第 1 項の規定により、中城湾港港湾管理者が定めた港湾計画による「新港地区」を指す。ただし、西ふ頭陸地側の都市機能用地 26.1ha と緑地 5.0ha を除く。)</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正:平成28年6月3日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正:平成28年6月30日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>る。 2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。 3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出国際物流拠点産業集積計画の廃止又は変更を勧告することができる。</p>		
<p>(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定) 第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。 一 外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業 二 前号に掲げる事業以外の事業 2 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。 3 主務大臣は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときその他政令で定める事由に該当するに至ったときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、第一項の認定をしたとき、又は前項の</p>	<p>(外国貨物を取り扱う事業の用に供される一群の施設) 第十五条 法第四十三条第一項第一号の政令で定める一群の施設は、貿易に関連する一群の施設であって、第一号に掲げる施設から構成されるもの(これと一体的に設置される第二号イ、ロ又はハに掲げる施設を含む。)とする。 一 次に掲げる行為に係る事業を行うために設置される施設 イ 外国貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置又は内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れ ロ 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造(混合を含む。) ハ 外国貨物の展示又はこれに関連する使用(これらの行為のうち関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第五十一条の十に規定するものに限る。) 二 次に掲げる施設 イ 前号に規定する事業を支援する事業の事業場として利用するための施設</p>	<p><国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令(最終改正:平成26年3月31日)> (事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類) 第一条 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第四十三条第一項の認定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 認定を受けようとする事業の種類 三 前号の事業を行おうとする事業所の提出国際物流拠点産業集積計画(法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。)に定められた国際物流拠点産業集積地域(法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。)の区域内における設置場所、設置時期及</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>ロ 貿易の促進に寄与する新商品(部品を含む。)の開発又は輸入された貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発のための施設</p> <p>ハ 貿易に係る業務の研修施設その他の共同利用施設</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定を受けることができる者の要件等)</p> <p>第十六条 法第四十三条第一項(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であって、提出国際物流拠点産業集積計画(法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。)に定められた国際物流拠点産業集積地域(法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。)の区域内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可(以下単に「総合保税地域の許可」という。)を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>2 法第四十三条第一項(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>び当該設置場所を使用する権利に関する事項</p> <p>四 前号の事業所において許可を受けようとする保税蔵置場等(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第四十二条第一項に規定する保税蔵置場(同法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。)、同法第五十六条第一項に規定する保税工場(同法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。)、同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場及び同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域をいう。以下この条において同じ。)に関し関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第三十五条第一項(同令第五十条の二及び第五十一条の八において準用する場合を含む。)若しくは同令第五十一条の九第一項の規定によりこれらの項の申請書又は同令第四十一条第一項若しくは同令第五十条の三第一項の規定によりこれらの項の届出書に記載することとされている事項(保税蔵置場等の所在地を除く。)</p> <p>2 前項の内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出する申請書には、同項第三号の権利に関する事項を明らかにする書類、事業計画に関する書類及び許可を受けようとする保税蔵置場等に関し関税法施行令第三十五条第二項本文(同令第五十条の二及び第五十一条の八において準用する場合を含む。)若しくは同令第五十一条の九第二項本文の規定により同令第三十五条第一項若しくは同令第五十一条の九第一項の申請書又は同令第四十一</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>一 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設(以下「施設等」という。)の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可(以下「保税蔵置場等の許可」という。)を受けて事業を行おうとする者(同法第四十三条第一号から第八号まで(同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。)</p> <p>二 法第四十三条第一項の認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者が所有し、又は管理する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の施設等(総合保税地域の許可に係るものに限る。)において事業を行おうとする者(関税法第四十三条第一号から第七号までに掲げる場合に該当するものを除く。)で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるもの</p> <p>第十七条 法第四十三条第一項の認定(以下この節において「事業認定」という。)を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、申請書を主務大臣に提出しなけれ</p>	<p>条第二項若しくは同令第五十条の三第二項の規定により、同令第四十一条第一項若しくは同令第五十条の三第一項の届出書に添付することとされている書類を添付しなければならない。</p> <p>(倉庫の規模、構造及び設備)</p> <p>第二条 沖縄振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第四条の二第七号の主務省令で定める規模は、地上階数が二以上で、かつ、床面積の合計が三千平方メートル以上のものとする。</p> <p>2 令第四条の二第七号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>一 貨物自動車の停車場を有する構造</p> <p>二 貨物自動車の荷台と同じ高さの段差を有する構造、貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを行う車両用の車路を有する構造その他貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うための構造</p> <p>三 上階に通ずる貨物自動車用の車路を有する構造又は物資の運搬に供するエレベーターを有する構造</p> <p>四 耐火性能及び耐震性能を有する構造</p> <p>五 仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造</p> <p>3 令第四条の二第七号の主務省令で定める設備は、</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>ばならない。</p>	<p>前項第二号に規定する段差と一体的に設置される設備であって貨物自動車への物資の積込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うためのものとする。</p>
	<p>(認定事業の開始等の届出) 第十八条 事業認定を受けた者(次条において「認定事業者」という。)は、当該事業認定に係る事業(次条において「認定事業」という。)を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を主務大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(認定事業の開始等の届出) 第三条 令第十八条の規定による届出をしようとする認定事業者は、認定事業の種類及び認定事業を行う事業所の設置場所のほか、認定事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、認定事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、認定事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。 2 前項の認定事業者は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。</p>
	<p>(認定の失効) 第十九条 事業認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。 一 第十六条第一項に規定する者として事業認定を受けた者(第三号及び次条第一号において「一項認定事業者」という。)又は第十六条第二項第一号に該当する者として事業認定を受けた者(第三号及び次条第二号において「一号認定事業者」という。)が受けた認定事業に係る総合保税地域の許可又は保税蔵置場等の許可(関税法第五十条第二項 又は第六十一条の五第二項)の規定によ</p>	

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>り同法第四十二条第一項 又は第五十六条第一項 の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を含む。)が失効したとき。</p> <p>二 第十六条第二項第二号に該当する者として事業認定を受けた者(第四号及び次条第三号において「二号認定事業者」という。)が行う認定事業に係る施設等を所有し、又は管理する者に係る事業認定(法第四十三条第一項第一号 に掲げる事業に係るものに限る。)が失効し、又は取り消されたとき。</p> <p>三 一項認定事業者が当該事業認定を受けた日から三年を超えない範囲内で当該事業認定ごとに主務大臣が財務大臣に協議して定める日(次号において「指定日」という。)までに総合保税地域の許可を受けなかったとき、又は一号認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内に保税蔵置場等の許可を受けなかったとき(一号認定事業者が関税法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の承認を受けている者である場合にあつては、当該事業認定を受けた日後一年以内に同法第五十条第一項 又は第六十一条の五第一項 の届出をしなかったとき。)</p> <p>四 認定事業者が当該事業認定を受けた日後一年以内(二号認定事業者(当該事業認定を受けた日後その者が行う認定事業に係る施設等を所有し、又は管理する者に係る事業認定に係る指定日までの期間が一年を超える場合に限る。)にあつては、当該指定日までの間)に認定事業を開始しなかったとき。</p> <p>五 認定事業者が認定事業を休止した日後一年以内に</p>	

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>当該認定事業を再開しなかったとき。</p> <p>六 認定事業者が認定事業を廃止したとき。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により事業認定の効力が失われたときは、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に通知しなければならない。</p> <p>(認定の取消しの事由)</p> <p>第二十条 法第四十三条第三項の政令で定める事由は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げる場合に該当することとする。</p> <p>一 一項認定事業者 関税法第六十二条の八第二項第五号若しくは第六号に掲げる基準に適合しなくなったとき、又は関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たさなくなったとき。</p> <p>二 一号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第八号まで(同法第六十一条の四及び第六十二条の七において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>三 二号認定事業者 関税法第四十三条第一号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき、又はその資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められなくなったとき。</p>	
<p>第四十四条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに</p>	<p>(特別事業認定の要件等)</p> <p>第二十一条 法第四十四条第一項の政令で定める数は、十五人とする。</p>	<p>(令第二十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合及び期間)</p> <p>第四条 令第二十一条第二項第一号に規定する主務</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>限る。)を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p> <p>4 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>2 法第四十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。</p> <p>二 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。</p> <p>三 第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。</p> <p>四 第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。</p> <p>五 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。</p> <p>イ 第四条の二第二号、第三号、第六号及び第九号に掲げる事業 次に掲げる業務</p> <p>(1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務</p>	<p>省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 法第四十四条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた場合 当該地域の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間</p> <p>二 法第四十四条第一項に規定する法人が提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において特定国際物流拠点事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地域の区域内において当該事業を行っていた期間</p> <p>(円滑かつ効率的な物資の取扱いに資する施設又は設備)</p> <p>第四条の二 令第二十一条第二項第三号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査及び荷造りのための施設又は設備であって、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたもの</p> <p>二 国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>(2) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務</p> <p>(3) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務</p> <p>(4) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務</p> <p>(5) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務</p> <p>ロ 第四条の二第五号に掲げる事業 次に掲げる業務</p> <p>(1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務</p> <p>(2) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務</p> <p>(3) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務</p> <p>(4) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務</p> <p>(5) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務</p> <p>ハ 第四条の二第八号に掲げる事業 次に掲げる業務</p> <p>(1) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務</p> <p>(2) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務</p> <p>(3) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務</p> <p>(4) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行</p>	<p>資の売買契約(当該物資の販売に係るものに限る。)の申込みの受付及び当該契約の締結を行うための施設又は設備であって、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものの</p> <p>2 令第二十一条第二項第四号の主務省令で定める施設又は設備は、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査、修理及び荷造りのための施設又は設備であって、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものとする。</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>う業務 (5) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務 (6) (1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務 六 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。</p>	
	<p>第二十二條 法第四十四條第一項の認定(以下「特別事業認定」という。)を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。 2 特別事業認定を受けた法人は、当該特別事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。 3 特別事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったとき又は前条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(特別事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類) 第五條 令第二十二條第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 法人の名称、代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地 二 法人の設立時期、法第四十三條第一項の認定を受けた事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第二十一條第二項第五号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項 三 第四條第一号又は第二号に掲げる場合にあっては、それぞれ、その合併を行った法人のうち提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>(特別事業認定の失効)</p> <p>第二十三条 特別事業認定は、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業認定が失効し、若しくは取り消されたとき又は第二十一条第二項第一号に掲げる要件に該当しなくなったときは、その効力を失う。</p> <p>2 沖縄県知事は、前項の規定により特別事業認定の効力が失われたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p>	<p>2 令第二十二条第一項の主務省令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において設立されたことを明らかにする書類 二 常時十五人以上の従業員を使用していることを明らかにする書類 三 当該区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営んでいることを明らかにする書類 四 令第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあっては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> イ 主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うことを明らかにする書類 ロ 当該法人が設置する第四条の二第一項第一号及び第二号に規定する施設又は設備の内容 五 令第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあっては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> イ 主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うことを明らかにする書類 ロ 当該法人が設置する第四条の二第二項に規定する施設又は設備の内容 <p>(特別事業認定に係る事業の開始等の届出)</p> <p>第六条 令第二十二条第二項の規定による届出をしようとする特別事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>る場合にあっては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の特別事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>(本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出)</p> <p>第七条 令第二十二條第三項の規定による届出をしようとする特別事業認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>ロ 本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由</p> <p>二 当該法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったときに該当する場合 当該法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなった年月日及び理由</p> <p>三 令第二十一條第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合 当該要件に該当しなくなった年月日及び理由</p>

<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p style="text-align: center;">府省令・告示・計画等</p>
<p>(指定保税地域等)</p> <p>第四十五条 財務大臣は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものにつき、同法第三十七条第一項に規定する指定保税地域の指定をするものとする。</p> <p>2 税関長は、第四十三条第一項の認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者が提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(以下この項において「施設等」という。)において当該認定に係る施設の集積の程度が高く、かつ、関税法第六十二条の八第一項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれる場合において、同法 の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、当該認定を受けた者に対し、当該施設等のうち必要と認められる部分につき、同項に規定する総合保税地域の許可をするものとする。</p> <p>3 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。)を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設のうち必要と認められる部分につき、</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>同法第四十二条第一項に規定する保税蔵置場、同法第五十六条第一項に規定する保税工場又は同法第六十二条の二第一項に規定する保税展示場の許可をするものとする。</p>		
<p>(手数料の軽減) 第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものの手数料を含む。)を軽減することができる。</p>		
<p>(課税物件の確定に関する特例) 第四十七条 第四十五条第二項の規定により許可を受けた総合保税地域又は同条第三項の規定により許可を受けた保税工場(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同条第</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。)における同法第五十六条第一項に規定する保税作業による製品である外国貨物が輸入される場合における当該外国貨物に係る関税の確定については、関税暫定措置法で定めるところにより、関税法第四条第一項第二号に係る同項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定を適用することができるものとする。</p>		
<p>(課税の特例) 第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>		
<p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置) 第四十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。</p>		
<p>(資金の確保等) 第五十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p>		
<p>(公共施設の整備) 第五十一条 国及び地方公共団体は、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。</p>		
<p>(税関等の業務を機動的に行う体制の整備等) 第五十二条 国は、国際物流拠点その他国際的な貨物の流通及び人の往来のある沖縄の港湾又は空港においてこれらを迅速かつ円滑なものにするため、税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関に係る業務について、当該業務を需要に即して機動的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		

<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p style="text-align: center;">府省令・告示・計画等</p>
<p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区の指定)</p> <p>第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区を指定するときは、当該経済金融活性化特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。</p> <p>5 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、経済金融活性化特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴いて、当該経済金融活性化特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。</p>	<p>第五節 経済金融活性化特別地区の要件等 (経済金融活性化特別地区の要件)</p> <p>第二十五条 法第五十五条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 労働力の確保が容易であること。</p> <p>二 輸送施設及び高度な情報通信基盤が整備されていること。</p> <p>三 沖縄における経済金融の活性化に資する産業の集積を図るために必要な土地の確保が容易であること。</p> <p>四 経済的社会的条件からみて経済金融活性化特別地区の指定により産業の集積を促進することが沖縄の均衡ある発展に資すると認められること。</p>	<p><経済金融活性化特別地区を指定する件(平成 26 年内閣府告示第 29 号)></p> <p>沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第五十五条第一項の規定に基づき、経済金融活性化特別地区を次のように指定し、同条第三項の規定により公示する。</p> <p>名称: 名護地区 区域: 名護市</p>
<p>(経済金融活性化計画の認定)</p> <p>第五十五条の二 沖縄県知事は、基本方針に即して、</p>		<p><経済金融活性化計画 (平成 26 年 7 月 7 日認定)></p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>経済金融活性化特別地区における経済金融の活性化を図るための計画(以下この条及び次条において「経済金融活性化計画」という。)を定め、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。</p> <p>2 経済金融活性化計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 沖縄における経済金融の活性化を図るために経済金融活性化特別地区において集積を促進しようとする産業(以下「特定経済金融活性化産業」という。)の内容に関する事項</p> <p>三 経済金融の活性化を図るため沖縄県が経済金融活性化特別地区において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3 前項各号に掲げる事項のほか、経済金融活性化計画には、同項第三号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 沖縄県知事は、経済金融活性化計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、経済金融活性化計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本方針に適合するものであること。</p> <p>二 経済金融活性化計画の実施が経済金融活性化特</p>		<p>3 計画期間 本計画の期間は、認定日から平成 33 年度末までとする。</p> <p>4 特定経済金融活性化産業の内容に関する事項 (1)特定経済金融活性化産業の設定 特定経済金融活性化産業に設定する事業は次のとおりとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、並びに公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業は除く。</p> <p>ア 金融関連産業 次に掲げる事業のいずれかに該当する事業 (ア) 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業 (イ) 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業 (ウ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業 (エ) 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業</p>

<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p style="text-align: center;">沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p style="text-align: center;">府省令・告示・計画等</p>
<p>別地区における経済金融の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>6 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>7 内閣総理大臣は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(経済金融活性化計画の変更)</p> <p>第五十五条の三 沖縄県知事は、前条第五項の認定を受けた経済金融活性化計画(以下「認定経済金融活性化計画」という。)の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前条第四項から第七項までの規定は、認定経済金融活性化計画の変更について準用する。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第五十五条の四 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(措置の要求)</p> <p>第五十五条の五 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、</p>		<p>(オ) 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業</p> <p>(カ) 信託業又は信託契約代理業</p> <p>(キ) 短資業又は金融商品取引所の行う事業</p> <p>(ク) 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業</p> <p>(ケ) 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を行う業務に係る事業(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務に係る事業を含む。)</p> <p>(コ) 金融商品及び金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、又は勧誘する業務に係る事業</p> <p>(サ) 金融商品及び金融サービスに関する文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務に係る事業</p> <p>(シ) 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管を行う業務に係る事業</p> <p>(ス) (ア)から(シ)までに掲げる事業に係る施設の設置若しくは運営を行う業務に係る事業、又は(ア)から(シ)までに掲げる事業を営む者若しくは新たに営もうとする者の業務を支援する業務に係る事業</p> <p>(セ) 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第 85 条第 4 項に規定する特定業務に係る事業</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第五十五条の六 内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第五十五条の二第五項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。</p> <p>2 第五十五条の二第七項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。</p>		<p>イ 情報通信関連産業</p> <p>次に掲げる事業のいずれかに該当する事業</p> <p>(ア) 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業</p> <p>(イ) 電気通信業</p> <p>(ウ) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業</p> <p>(エ) 放送業(有線放送業を含む。)</p> <p>(オ) ソフトウェア業</p> <p>(カ) 情報処理・提供サービス業</p> <p>(キ) インターネット付随サービス業</p> <p>(ク) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務に係る事業であって次に掲げるもの</p> <p>a 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業</p> <p>b 新商品の開発、販売計画の作成その他の業務の実施に必要な基礎資料を得るためにする市場調査その他の調査の業務に係る事業</p> <p>c 顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行う業務に係る事業</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>(ケ) (ク)に掲げる事業に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業</p> <p>ウ 観光関連産業 次に掲げる事業のいずれかに該当する事業 (ア) 宿泊業 (イ) 娯楽業(競輪・競馬等の競走場、競技団及びこれらに附帯するサービス業を除く。)</p> <p>エ 農業・水産養殖業 次に掲げる事業のいずれかに該当する事業 (ア) 農業 (イ) 水産養殖業</p> <p>オ 製造業等 次に掲げる事業のいずれかに該当する事業 (ア) 製造業 (イ) 自然科学研究所 (ウ) 法律事務所、特許事務所 (エ) 公認会計士事務所、税理士事務所 (オ) 経営コンサルタント業</p>
<p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定) 第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を</p>	<p>(事業認定の要件等) 第二十六条 法第五十六条第一項の政令で定める数は、五人とする。 2 法第五十六条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p>	<p><経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令 (最終改正:平成 26 年 7 月 7 日)> (欠格事由の対象法令)</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。</p> <p>4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。</p>	<p>一 事業計画が適切であると認められること。</p> <p>二 業務の運営が適正に行われることが確実に認められること。</p> <p>三 役員のうち金融関係法令その他の内閣府令で定める法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者がいないこと。</p> <p>四 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の内閣府令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から内閣府令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。</p> <p>五 経済金融活性化特別地区の区域内においては、主として認定経済金融活性化計画(法第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。第七号及び次条第一項において同じ。)に定められた特定経済金融活性化産業(法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。第七号及び次条第一項において同じ。)に属する事業を営むものであること。</p> <p>六 経済金融活性化特別地区の区域(その周辺の地域を含む。)の就業人口の増加に寄与することが見込まれるものとして内閣府令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>七 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業以外の事業を主たる事業として営まないものであること。</p> <p>八 その事業を実施する企業の立地を促進する必要性が</p>	<p>第一条 沖縄振興特別措置法施行令(以下「令」という。)第二十六条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法令は、次の各号に掲げる業務を行う法人にあっては、金融関係法令とする。</p> <p>一 次に掲げる金融業に係る業務</p> <p>イ 銀行業、無尽業又は株式会社商工組合中央金庫若しくは株式会社日本政策投資銀行の行う事業</p> <p>ロ 農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫又は労働金庫連合会の行う事業</p> <p>ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う信用事業及び共済事業</p> <p>ニ 貸金業、クレジットカード業若しくは割賦金融業、住宅専門金融業又は証券金融業</p> <p>ホ 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業</p> <p>ヘ 信託業又は信託契約代理業</p> <p>ト 短資業又は金融商品取引所の行う事業</p> <p>チ 生命保険業、損害保険業、保険媒介業又は保険代理業</p> <p>二 前号に規定する金融業に付随する業務であって次に掲げるもの</p> <p>イ 金融商品及び金融サービスに関し、計算を行う業務又は電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又は</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
	<p>乏しいものとして内閣府令で定める事業を行わないものであること。</p> <p>第二十七条 法第五十六条第一項の認定(次項及び第三項において「事業認定」という。)を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地及び認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書並びに内閣府令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第三号若しくは第五号から第八号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。</p>	<p>プログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)</p> <p>ロ 金融商品及び金融サービスに関し、照会若しくは相談に応じ、情報を提供し、又は勧誘する業務</p> <p>ハ 金融商品及び金融サービスに関する文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務</p> <p>ニ 現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又はその保管を行う業務</p> <p>ホ 前号及びイからニまでに定める業務に係る施設の設置若しくは運営を行う業務又は前号及びイからニまでに定める業務に係る事業を営む者若しくは新たに営もうとする者の業務を支援する業務</p> <p>ヘ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所の委託を受けて行う同法第八十五条第四項に規定する特定業務</p> <p>(令第二十六条第二項第四号の内閣府令で定める場合及び期間)</p> <p>第一条の二 令第二十六条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する内閣府令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 法第五十六条第一項に規定する法人が合併により設立された法人であり、かつ、その合併を行った法人のうちいずれかの法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画(沖縄振興特別措置法</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>(以下「法」という。)第五十五条の三第一項に規定する認定経済金融活性化計画をいう。以下同じ。)に定められた特定経済金融活性化産業(法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業をいう。以下同じ。)に属する事業を営んでいた場合 当該地区の区域内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行っていた期間</p> <p>二 法第五十六条第一項に規定する法人が経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営んでいた者と実質的に同一と認められる法人である場合 当該実質的に同一と認められる者が当該地区の区域内において当該事業を行っていた期間</p> <p>(令第二十六条第二項第六号 の内閣府令で定める要件)</p> <p>第二条 令第二十六条第二項第六号に規定する内閣府令で定める要件は、当該法人の事業所であって経済金融活性化特別地区の区域内にあるものにおいて常時使用する従業員のうち五人以上の者が、次に掲げる市町村の区域内に住所を有する者であることとする。</p> <p>一 経済金融活性化特別地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村</p> <p>二 前号の市町村に隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>(令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定める事業)</p> <p>第三条 令第二十六条第二項第八号の内閣府令で定めるその事業を実施する企業の立地を促進する必要性が乏しい事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業</p> <p>二 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業</p> <p>(申請書の記載事項)</p> <p>第四条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法人の名称、代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地</p> <p>二 法人の設立時期、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の種類及び事業計画、他に事業を行っているときはその事業の種類その他必要な事項</p> <p>三 経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容</p> <p>四 第一条の二各号に掲げる場合にあっては、それぞれ、その合併を行った法人のうち経済金融活性化特別地区の区域内において最も早く当該事業を開始した法人の当該</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>事業の開始日又は当該実質的に同一と認められる者の当該事業の開始日</p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p>第五条 令第二十七条第一項の内閣府令で定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 経済金融活性化特別地区の区域内において設立されたことを明らかにする書類</p> <p>二 常時五人以上の従業員を使用していることを明らかにする書類</p> <p>三 令第二十六条第二項第三号及び第五号から第八号までに掲げる要件に該当することを説明した書類</p> <p>四 当該区域内における認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面</p> <p>(事業の開始等の届出)</p> <p>第六条 令第二十七条第二項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあつては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあつては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあつては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>(本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出)</p> <p>第七条 令第二十七条第三項の規定による届出をしようとする事業認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 変更前及び変更後の本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>ロ 本店又は主たる事務所の所在地に変更があった年月日及び理由</p> <p>二 当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったときに該当する場合 当該法人の常時使用する従業員の数が五人に満たなくなった年月日及び理由</p> <p>三 令第二十六条第二項第三号又は第五号から第八号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合 当該要件に該当しなくなった年月日及び理由</p>
<p>(課税の特例)</p> <p>第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で</p>		

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
<p>定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>		
<p>第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を沖縄県知事に報告しなければならない。 3 沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。 4 沖縄県知事は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。</p>		<p>(法第五十七条の二第一項の指定会社の要件) 第八条 法第五十七条の二第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一 法第五十六条第一項の認定を受けた法人であること。 二 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であって、その設立の日以後十年を経過していないこと。 三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株券又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券の発行者である会社以外の会社であること。 四 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。 イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時雇用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下この号において同じ。)及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>(次の(1)から(3)までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。)の所有に属している会社</p> <p>(1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社</p> <p>(2) 当該大規模法人及びこれと(1)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社</p> <p>(3) 当該大規模法人並びにこれと(1)及び(2)に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社</p> <p>五 個人からの金銭の払込み(商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十一条ノ八第二項第六号に規定する払込みを除く。以下同じ。)を受けて新株を発行するときに、その新株の発行による資金調達を円滑に実施する</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>ために必要となる投資に関する契約(当該契約に係る払込金を、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する旨の記載があるものに限る。以下「特定株式投資契約」という。)を締結する株式会社であること。</p> <p>(報告書の提出時期及び手続)</p> <p>第九条 法第五十七条の二第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第一による実施状況報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一 前年度の指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業の実施状況</p> <p>二 前年度の収支決算</p> <p>三 特定株式投資契約による資金の調達に関する実績</p> <p>2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を適切に実施していると認めるときは、指定会社(法第五十七条の二第一項に規定する指定会社をいう。以下同じ。)に対して、別記様式第二による当該事業を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。</p> <p>3 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、指定会</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>社に対して、別記様式第三によりその旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>4 指定会社は、第二項の書面の交付を受けたときは、当該指定会社の株式を払込みにより取得した個人に対して、第一項の報告による当該書面の交付を受けた旨を証する書面を交付するものとする。</p> <p>(法第五十七条の二の規定による指定会社の指定の申請手続等)</p> <p>第十条 指定を受けようとする会社は、別記様式第四による申請書に、当該会社の次に掲げる書類を添えて、これらを沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>二 申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度(次号において「基準事業年度」という。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。)</p> <p>三 基準事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。)に添付された法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三十四条第二項に規定する別表二の写し(設立後最初の事業年度を経過している場合に限る。)</p> <p>四 申請の日における株主名簿</p> <p>五 常時使用する従業員数を証する書面</p> <p>六 組織図</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>七 第八条各号に掲げる指定会社の要件に該当する旨の別記様式第五による宣言書</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類</p> <p>2 沖縄県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。</p> <p>3 沖縄県知事は、指定をしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第六による指定書を交付するものとする。</p> <p>4 沖縄県知事は、指定をしないこととしたときは、第一項の会社に対して、別記様式第七によりその旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>5 指定会社は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を沖縄県知事に届け出なければならない。</p> <p>6 沖縄県知事は、法第五十七条の二第三項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。</p> <p>7 沖縄県知事は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。</p> <p>8 沖縄県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>9 沖縄県知事は、必要があると認めるときは、指定会社に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。</p> <p>(指定会社に係る株式の払込みの確認等)</p> <p>第十一条 指定会社は、その発行する株式を取得する個人からの金銭による払込みを受ける前に、特定株式投資契約の締結の状況及び見込み(払込みを受ける予定日を含む。)について、別記様式第八の報告書を沖縄県知事に提出するものとする。</p> <p>2 指定会社により発行される株式を金銭による払込みにより取得を行おうとする個人が民法組合等(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。)を通じて取得した場合には、当該指定会社は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該民法 組合等の組合契約書の写し 二 当該民法 組合等が取得した当該株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面 三 別記様式第九による当該民法組合等が民法第六

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正: 平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正: 平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>百六十七条第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものである旨を誓約する書面</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の報告書に関し、同項の払込みを受ける予定日において当該会社とその設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、指定に係る認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業が適切に実施される見込みであると認めるときは、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、指定会社に対し、別記様式第十による当該事業が適切に実施される見込みであると認定したことを証する書面を交付するものとする。</p> <p>4 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、指定会社に対して、別記様式第十一によりその旨及びその理由を通知するものとする。</p> <p>5 指定会社は、第三項の書面の交付を受けたときは、特定株式投資契約を締結した個人に対し、当該書面の交付を受けた旨を証する書面(次項において「認定書交付証明書」という。)を交付するものとする。</p> <p>6 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごと(当該指定会社が、その発行する株式の払込みの期日又はその期間を複数回定めた場合にあっては、個人及び払込みがあった日ごと)に、</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>別記様式第十二による申請書一通を沖縄県知事に提出するものとする。</p> <p>7 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 前条第三項の規定により交付を受けた指定書の写し</p> <p>二 当該株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し</p> <p>三 当該個人が取得した当該株式(会社法第五十八条第一項に規定する設立時募集株式又は同法第百九十九条第一項に規定する募集株式に限る。)の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面</p> <p>四 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面</p> <p>五 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、特定株式投資契約を締結した契約書の写し</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類</p> <p>8 沖縄県知事は、第六項の規定による提出を受けたときは、同項の払込みがあった日において当該会社の設立の日以後十年を経過していないことその他の内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である同項の指定会社に対して、同項の個人及び払込みがあった日ごとに別記様式第十三による確認書を交付するものとする。</p> <p>9 沖縄県知事は、前項の確認をしないときは、申請者である第六項の指定会社に対して、同項の個人ごとに別記</p>

<p>沖縄振興特別措置法 (最終改正：平成 28 年 6 月 3 日)</p>	<p>沖縄振興特別措置法施行令 (最終改正：平成 28 年 6 月 30 日)</p>	<p>府省令・告示・計画等</p>
		<p>様式第十四によりその旨及びその理由を通知するものとする。</p>
<p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置) 第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。</p>		
<p>(公共施設の整備) 第五十九条 国及び地方公共団体は、経済金融活性化特別地区の区域における企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。</p>		

<出典>

沖縄振興特別措置法

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000014

沖縄振興特別措置法施行令

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414CO0000000102

情報通信産業特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する命令

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414M6000040a001

産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=424M60000402005

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414M60000402004

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=426M60000002033

内閣府告示第 29 号

<http://www8.cao.go.jp/okinawa/8/2014/okishinhou0401-15.pdf>

観光地形成促進計画

<http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseibi/shigen/kankoutisokusinkeikaku.html>

情報通信産業振興計画

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/johokeikaku.html>

産業高度化・事業革新促進計画(産業イノベーション計画)

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/inobe.html>

国際物流拠点産業集積計画

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/buturyutokku/buturyukeikaku.html>

離島関係資料

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chiikirito/ritoshinko/h28ritoukankeisiryou.html>